

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

現行	改正後	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第12条—第55条の2）</p> <p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の3—第55条の6）</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条の2）</p> <p>第3章 医療型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第62条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第63条・第64条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第65条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第66条—第71条）</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針（第72条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第73条・第74条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第75条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第12条—第55条の2）</p> <p>第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の3—第55条の6）</p> <p>第6節 基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条の2）</p> <p>第3章 医療型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第62条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第63条・第64条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第65条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第66条—第71条）</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針（第72条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第73条・第74条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第75条）</p>	

第4節 運営に関する基準（第76条—第78条）
第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第78条の2）
第6節 基準該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）
第5章 居宅訪問型児童発達支援
第1節 基本方針（第81条の2）
第2節 人員に関する基準（第81条の3・第81条の4）
第3節 設備に関する基準（第81条の5）
第4節 運営に関する基準（第81条の6—第81条の9）
第6章 保育所等訪問支援
第1節 基本方針（第82条）
第2節 人員に関する基準（第83条・第84条）
第3節 設備に関する基準（第85条）
第4節 運営に関する基準（第86条—第89条）
(新設)
(新設)
第7章 多機能型事業所に関する特例（第90条—第92条）
附則
(新設)

第4節 運営に関する基準（第76条—第78条）
第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第78条の2）
第6節 基準該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）
第5章 居宅訪問型児童発達支援
第1節 基本方針（第81条の2）
第2節 人員に関する基準（第81条の3・第81条の4）
第3節 設備に関する基準（第81条の5）
第4節 運営に関する基準（第81条の6—第81条の9）
第6章 保育所等訪問支援
第1節 基本方針（第82条）
第2節 人員に関する基準（第83条・第84条）
第3節 設備に関する基準（第85条）
第4節 運営に関する基準（第86条—第89条）
第7章 多機能型事業所に関する特例（第90条—第92条）
第8章 雑則（第93条）
(削る)
附則
第8章 雑則
（電磁的記録等）

第93条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ

れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項及び第18条(これらの規定を第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。